

(確認事項)

1. 納入(税)義務者の納付書が北栄町から貴行に送信されたときは、私に通知することなく、指定口座から納付書に記載の金額を振替えてください。なお、この場合、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しは一切これを省略させていただきます。
2. 領収書の発行は不要としてください。
3. 指定預金口座の残高が、振替日において納付書に記載の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を町に返却されても異議はありません。
4. この契約を廃止するときは、私から貴行または町に書面により届出ます。また、貴行または町が必要と認めたときは、私に通知することなくこの契約を解除されても異議はありません。
5. この契約は、口座振替廃止依頼書の提出または、預金口座の解約をしない限りさらに1年間継続してください。なお、以後も同様としてください。
6. この口座振替について紛議が生じた場合、貴行および町の責めによる場合を除き、貴行および町には迷惑をかけません。
7. 全期納付された税・料等について年度途中で金額の増減更正があった場合、増額分については期別納付で口座より振替えてください。
8. 全期納付で振替不能になった場合、当該年度に限り第1期は納付書により直接納付し、第2期以降は期別納付で口座より振替えてください。
9. 全期納付で申し込んだ場合でも町の全期(第1期)引落処理期限日までに登録情報が町に未着の場合は、翌年度まで期別納付による口座振替とされても異議はありません。
10. 登録情報が提出直後の納期分の引落処理期限日までに未着の場合、直後の納期分について納付書を私あてに送付されるか、または、変更前の口座で振替えをされても差し支えありません。
11. 振替日は、原則として各科目の定める納期限としてください。(振替日が土・日・祝日等金融機関休業日のときは翌営業日)
12. 当該納入(税)義務者に係る過誤納金の還付について、当口座への振込を承諾します。

(お知らせ)

1. 振替済の通知は送付しません。
2. 振替不能分の再振替は行いませんので、預金残高にご注意ください。
3. 「振替方法」で「全期」を選択された場合は、各科目の第1期振替日に引き落としをいたします。
4. 複数の軽自動車を所有される方が、軽自動車税の口座振替を依頼されますと、所有されているすべての軽自動車に係る軽自動車税が口座引き落としの対象となります。(特定の車両のみを口座から引き落とすことはできません。)
5. 町税及び保険料の随時分については、口座振替の対象外となっておりますので、別途納付書により納めてください。